

## ■ 「そんなの当たり前でしょう」と言う前に

道徳研究 NO. 5 5 巻頭言

國學院大學法科大学院教授（弁護士）今井秀智

過日、都内の公立小学校の六年生を対象にディベート形式で「法教育」を行った。次の設問を投げかけ、考えてもらった。

「ジャンケンをして、負けた方が冬休みの宿題をやって相手に見せる約束をした。ところが負けた子は、休みの終わりにインフルエンザで宿題ができず、勝った子は見せてもらえなかった。勝った子は先生に怒られたのに、負けた子は病気を心配された。宿題ができなかったら、いちばん大切なものをあげる約束だったので、その子が大切にしている、なかなか手に入らないゲームカードをもらいたい。果たしてこの請求は認められるか。」

「病気なんだから仕方がない」「いや、そういう事態も見越して先に宿題をやっておくべきだった」「病気になったらすぐに伝えれば、自分で宿題ができたかもしれない」「でも、こんな約束がおかしいんじゃないか」「単なる口約束だし、そもそも宿題を人に見せてもらうこと自体が間違ってる」「とはいえ、そういう自分だって約束したんでしょ。ジャンケンで負けたから言うのは卑怯じゃないか」「いちばん大切なものって『命』でしょう。……あげられるわけがない」

様々な意見が飛び交い、大人顔負けの白熱した討論が繰り広げられた。小学生はあなどれない。正直な感想である。

「法律ではこうだ」ということを教える法律教育ではない。法的なものの考え方を教える法教育である。日本人は、「あることがこうなっている」ことを教えるのは大変得意である。しかし、「なぜそうなのか」を教えることは下手だし、なぜなのかを自分で考える力を授けるの

はもっと難しい。

宿題は自分でやるのが当たり前だ、約束を守るのは当然だ、という枠から出られないと、先の設例の解答は出ない。答えを出すには、どちらか一方の「当たり前」が当たり前ではなくなっているのである。「もしかしたら世の中には、守らなくてもいい約束があるのではないか。」

「宿題だって、自分で全部できない子がだれかに手伝ってもらうのはいけないことなのか。」当たり前への疑問に直面し、思惑を巡らせる。すると、「当たり前」も実は一つの価値判断でしかなく、絶対ではないことに気付く。

昨今の、通り魔的凶悪殺傷事件が起きるたびに、私たちは憤慨し、「人を殺してはいけない」という、当たりのことが分からない人が増えたと憂い落胆する。しかし、西部開拓時代には「WANTED」で人を殺害して賞金がもらえたとし、斬捨御免では仇討ちが賞賛されていた。

ファジーでボーダレスといわれる時代だからこそ、物事を「当たり前」という一言で片付けてはいけない。一方的に価値を押し付けるだけでは、何らの解決も与えていない。どこでいかなる線を引くかを考えるのが重要なのである。

「当たり前」を外し、意見をぶつけ合う。そうすれば、価値を共有し、その時代、その場所での文字通りの「当たり前」に行き着くはずである。

まずは、教える者と教わる者との垣根を外し、コミュニケーションすることが大切だ。法教育も、道徳教育もそこから始まるのだと思う。

子どもは柔軟な法的思考の素地をもっている。それを潰しているのは私たち大人かもしれない。

（株式会社 文溪堂）